

佐賀県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（障害分）補助金等交付要綱

（趣旨）

第1条 知事は、「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（障害福祉サービス等分）の実施について」（令和2年6月25日障発0625号第2号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）の別紙「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（障害分）実施要綱」（以下「国実施要綱」という。）に基づく補助金及び慰労金（以下「補助金等」という。）について、予算の範囲内において交付することとし、その補助金等については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「法」という。）補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「令」という。）佐賀県補助金等交付規則（昭和53年佐賀県規則第13号。以下「規則」という。）及びこの要綱に定めるところによる。

（目的）

第2条 補助金等は、新型コロナウイルス感染症対策の徹底及び障害福祉サービス再開に向けた取組を行う事業者に対して補助することにより、最大限の感染症対策を継続的に行いつつ、必要なサービスを提供する体制を構築するとともに、新型コロナウイルスの感染防止対策を講じながら障害福祉サービスの継続に努めていただいた職員に対して慰労金を支給することを目的とする。

（対象事業及び補助対象者等）

第3条 補助金等の対象となる事業及び対象者等は、次の各号のとおりとする。

（1）感染症対策を徹底した上での障害福祉サービス提供支援事業

対象事業及び補助対象者

国実施要綱3（1）に定める障害福祉サービス施設・事業所等（以下「障害福祉サービス施設・事業所等」という。）が、令和2年4月1日以降、感染症対策を徹底した上で、サービスを提供するために必要となったかかり増し経費に対して補助を行う。

対象経費及び補助額

別添1（1）及び（2）に定める基準単価と、実際に支出した対象経費の額と比べて低い額を補助する。なお、千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

（2）在宅サービス事業所等による利用者への再開支援への助成事業

対象事業及び補助対象者

障害福祉サービス施設・事業所等のうち、計画相談支援事業所、障害児相談支援事業所及び国実施要綱3（3）（ ）に定める在宅サービス事業所（以下「在宅サービス事業所等」という。）が、令和2年4月1日以降、サービス利用休止中の利用者への利用再開支援を行った場合に補助を行う。

補助額

別添 1 (3) に定める基準単価

(3) 在宅サービス事業所等における環境整備への助成事業

対象事業及び補助対象者

在宅サービス事業所等が、令和 2 年 4 月 1 日以降、感染防止のための環境整備を行った場合に補助を行う。

対象経費及び補助額

別添 1 (3) に定める基準単価と、実際に支出した対象経費の額と比べて低い額を補助する。なお、千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(4) 障害福祉サービス施設・事業所等に勤務する職員に対する慰労金の支給事業

支給対象者

障害福祉サービス施設・事業所等及び別添 1 (4) に定める地域生活支援事業所 (以下「支給対象施設・事業所」という。) に勤務し、利用者と接する職員であり、次のいずれにも該当する職員に対し、慰労金を支給する。

ア 令和 2 年 3 月 1 3 日から令和 2 年 6 月 3 0 日までの間に、延べ 1 0 日以上勤務した者

イ 「利用者との接触を伴い」かつ「継続して提供することが必要な業務」に合致する状況下で働いている職員 (派遣労働者のほか、業務委託受託者の労働者として支給対象施設・事業所において働く従事者についても同趣旨に合致する場合には対象に含まれる。)

支給額

ア 利用者に新型コロナウイルス感染症が発生又は濃厚接触者である利用者に対応した支給対象施設・事業所に勤務し、利用者と接する職員

・ (訪問系サービス) 実際に新型コロナウイルス感染症患者又は濃厚接触者にサービスを 1 度でも提供した職員 1 人 2 0 万円

・ (その他の支給対象施設・事業所) 実際に新型コロナウイルス感染症患者又は濃厚接触者が発生した日以降に当該施設・事業所で勤務した職員
1 人 2 0 万円

・ 上記以外の職員 1 人 5 万円

イ ア以外の支給対象施設・事業所に勤務し、利用者と接する職員

1 人 5 万円

(交付の申請)

第 4 条 補助金等の交付の申請をしようとする者 (以下「申請者」という。) は、交付申請書兼請求書 (様式第 1 号) を、あらかじめ指定する期日までに知事が指定する機関に提出するものとする。

2 補助金等のうち、慰労金については、原則として支給対象施設・事業所が、所属する職員等から代理受領委任状及び暴力団排除に関する誓約書 (別添 2) の提出を受け、障害福祉慰労金受給職員表 (様式第 1 号・様式 3) に法人単位で取りまとめた上で、

申請するものとする。

- 3 慰労金の支給対象となる職員等が既に退職している等のやむを得ない事情により、前項の申請が困難な場合には、前2項の規定にかかわらず、当該職員等が個人用申請書（様式第2号）により申請するものとする。
- 4 第1項及び第3項の規定による申請書が到達してから当該申請に係る補助金等の交付の決定をするまでに通常要すべき標準的な期間は、60日とする。

（交付の決定）

第5条 知事は、申請者から前条の規定に基づく申請があった場合には、その内容を審査し、適当と認めるときは、交付を決定するものとし、その決定の内容を申請者に通知するものとする。

（申請の取下げ）

第6条 規則第7条の規定による申請の取下げをすることができる期間は、交付決定の日から10日以内とする。

（交付の条件）

第7条 規則第5条の規定により補助金等の交付に付する条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- （1）法、令、規則及びこの要綱の規定に従うこと。
- （2）事業実施計画に記載した事業区分ごとの補助金等の額の範囲を超えて補助金等の配分を調整する場合、又は事業実施計画を変更する場合（補助金等の額に影響しない軽微な変更を除く。）は、変更承認申請書（様式第3号）を知事に提出し、知事の承認を受けなければならない。
- （3）事業実施計画を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けなければならない。
- （4）事業実施計画が予定の期間内に完了しない場合又は当該計画の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
- （5）事業実施計画の実施により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の機械、器具及びその他の財産については、令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けないでこの間接補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し又は廃棄してはならない。
- （6）知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を佐賀県に納付させることがある。
- （7）事業実施計画の実施により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
- （8）補助金等の対象となる事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により交付金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額

が0円の場合を含む。)は、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書(様式第4号)により速やかに、遅くとも当該事業の完了の日の属する年度の翌々年度6月30日までに知事に報告しなければならない。

なお、間接補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を佐賀県に返還しなければならない。

(9) この補助金等の交付と対象経費を重複して、他の補助金等の交付を受けてはならない。

(10) 慰労金の給付の目的を達成するため、申請者は代理受領した慰労金について、給付が予定の期間に完了しない場合又は給付の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならない。

2 申請者及び慰労金の受領者は、自己又は自社の役員等が次の各号のいずれにも該当する者であってはならない。

(1) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)

(2) 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)

(3) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

(4) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

(5) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

(6) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

(7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

3 申請者は、前項第2号から第7号までに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人であってはならない。

(補助金等の交付)

第8条 補助金等の交付方法は、原則として概算払いとする。ただし、補助金等の対象となる事業の全部を完了した後に、第9条に規定する実績報告を添えて第4条の交付申請を行った者については、この限りではない。

(実績報告)

第9条 申請者は、補助金等の対象となる事業が完了したとき(廃止したときを含む。)から30日後又は当該事業の完了の日の属する年度の翌年度4月10日のいずれか早い日までに、実績報告書(様式第5号)を知事に提出するものとする。

2 代理受領を行った慰労金については、職員等へ速やかに交付後、障害福祉慰労金受給職員表(様式第1号・様式3)に支払実績を記入の上、前項の実績報告書とともに知事に提出するものとする。

(補助金等の額の確定)

第 10 条 知事は、前条第 1 項の規定による実績報告書の提出があったときは、当該報告書の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、補助金等の対象となる事業の成果が補助金等の交付決定の内容及び条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金等の額を決定し、申請者に通知するものとする。

2 知事は、前項の補助金等の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金等が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について返還することを命ずることとし、当該申請者は、命じられた返還額を知事の定める期限内に返還しなければならない。

(交付決定の取消し等)

第 11 条 知事は、申請者又は慰労金の受領者が第 7 条第 2 項各号の規定に該当することが判明したとき並びに申請者が同条第 3 項の規定に該当することが判明したときは、補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(補助金等の返還)

第 12 条 前条の規定により交付の決定を取り消されたときは、申請者は当該補助金等を知事の定める期限内に返還しなければならない。

2 知事は、慰労金の支給を受けた後に支給対象者の要件に該当しないことが明らかとなった者又は偽りその他不正の手段により慰労金の支給を受けた者に対して、支給を行った慰労金の返還を求めることができる。

(補助金等の経理)

第 13 条 申請者は、補助金等の対象となる事業についての収支簿を備え、当該事業の収入額及び支出額を記載し、補助金等の用途を明らかにしておかななければならない。

2 申請者は、前項の支出額について、その支出内容を証する書類を整備して、前項の支出簿とともに、当該事業の完了の日の属する年度の翌年度から 5 年間保存しなければならない。

附 則

この要綱は、令和 2 年 8 月 1 7 日から施行し、令和 2 年度分の補助金等から適用する。